双日グループ

制裁対応・輸出管理基本方針

1. 目的および範囲

1.1 双日は、法令遵守はもとより、双日グループ・コンプライアンス行動基準に従い、基本理念と高い倫理観をもって事業活動を行っています。双日グループ・コンプライアンス行動基準に基づき、本方針は、当社社員が本方針と制裁・輸出管理関連法令を遵守するよう、当社社員が遵守すべき行動基準を定めています。

制裁および輸出管理関係機関

- 1.2 制裁・輸出管理関連法令には次の法令が含まれます。
 - (a) 以下の関係機関による制裁の法令
 - (i) 国際連合安全保障理事会
 - (ii) 経済産業省、財務省またはその他の日本政府機関
 - (iii) 米国財務省外国資産管理局(OFAC)またはその他の米国政 府機関
 - (iv) 欧州連合(EU)またはその加盟国
 - (v) 英国財務省またはその他の英国政府機関
 - (vi) 当社が事業を行う国・地域、または当社社員・事業に管轄を 有する国・地域の規制当局
 - (b) 以下の関係機関による輸出管理法令
 - (i) 経済産業省またはその他の日本政府機関
 - (ii) 米国商務省産業安全保障局(BIS)またはその他の米国政府 機関
 - (iii) EU またはその加盟国
 - (iv) 英国財務省またはその他の英国政府機関
 - (v) 当社が事業を行う国・地域、または当社社員・物品等・事業に 管轄を有する国・地域の規制当局

地域方針

- 1.3 本方針は、国・地域の制裁および輸出管理法令と共に適用されます。
- 1.4 本方針は、双日株式会社の取締役会により承認された双日グループコンプ

ライアンスプログラムに基づき制定されたものです。本方針は、契約社員等を含むすべての当社社員に適用されます。当社は、本方針を当社の基本方針として承認、採択するために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

- 1.5 グループ連結会社は、本方針を(必要かつ可能な限り)国・地域の法令・慣習に則した内容にする目的で、当該地域のルールと手続を採用することができます。
- 1.6 本方針で使用される用語は添付別紙 A において定義します。
- 2. 制裁対応・輸出管理

原則-法令の厳格な遵守

- 2.1 双日と双日社員は次の法令を遵守します。
 - (a) 適用される国内外の制裁関連法令
 - (b) 適用される国内外の輸出管理関連法令
- 2.2 制裁・輸出管理関連法令はたえず変化しています。国連、日本、米国、EU の制裁・輸出管理関連法令の詳細については添付別紙 B を参照して下さい。 また、疑問や懸念が生じた場合には安全保障貿易管理チームに相談してください。

適用地域

- 2.3 双日社員は、次の場所を管轄する地域(ただし、それらに限定されません) の制裁・輸出管理関連法令を遵守するものとします。
 - (a) 双日社員が滞在している場所(一時的な滞在も含む)
 - (b) 双日のグループ会社が設立され、または事業を営んでいる場所
 - (c) 双日の取り扱う商品が製造、保管、引取り、引渡し等される場所
 - (d) 顧客または最終需要者の所在場所、設立場所、または事業を営ん でいる場所
 - (e) 投資が行われた場所
- 3. 規制対象取引

制裁対象国または制裁対象者との取引の禁止

- 3.1 双日とその社員は、直接または間接を問わず、制裁関連法令に違反して次の者といかなる取引も行ってはなりません。
 - (a) 制裁対象国
 - (b) 制裁対象者

ただし、制裁関連法令の違反の有無については、制裁の適用の免除・許認

可の可否を含め、安全保障貿易管理チームが確定するものとします。

安全保障貿易管理チームの承認が必要な取引

- 3.2 双日とその社員は、次の各号に該当する取引を、直接または間接を問わず、 安全保障貿易管理チームの承認を得ることなく行ってはなりません。
 - (a) 第 4.2 項に掲載されている国がかかわる取引
 - (b) 取引文書に国が特定されていない取引、または物品等の原産地または仕向地等が北米、中東、東欧、アフリカまたは東南アジアなどの地域名しか記載されていない取引
 - (c) 物品等の原産地、仕向地または相手方の支配構造に関する情報が 非開示、不明確、矛盾、または不完全な取引
 - (d) 双日社員が、相手方の名前または住所が次のいずれかに一致する、 または類似していると把握、または第三者(例えば金融機関)から通 知を受けた取引
 - (i) 制裁対象者
 - (ii) 米国商務省産業安全保障局によって公表された Denied Persons List、Entity List または Unverified List に掲載されている者
 - (iii) 各地域の取引禁止者リストに掲載されている者
 - (e) 資金調達が、通常とは異なる取引、または予期せぬ変更があった取引(例えば、制裁または輸出管理上の懸念を理由とする金融機関による信用状の取消し)
 - (f) 顧客が虚偽と思われる情報または文書を提供するか、または注文ごとに異なる名前・つづりを使用している場合
 - (g) その製品または仕向地にしては輸送ルートが異常な取引、船舶が制 裁対象国に寄港している取引、納期、仕向地が曖昧であるか、また は予定外の仕向地への輸送が計画されている取引
 - (h) 上記の場合の他、国際情勢の急激な変化に鑑み、慎重を期する取引等、相談を要すると判断した取引

米国人・非米国人のための米国特別ルール

3.3 米国制裁の広範な適用範囲に鑑み、米国人である双日各社または当社社員(代理人を介する場合も含め)は、米国の制裁関連法令によって禁止された取引に関与したり、その取引を承認したり、または促進してはいけません。

米ドル・ユーロ建て取引

3.4 米ドルやユーロの外貨建取引は、米国や EU の通貨の母国で決済が行われ

ますので、第三国との取引であっても、米国や EU の規制が適用されます。 従って、所属国や取引相手国では規制されていない取引も、米ドルやユー 口建の場合は米国や EU の規制対象となり、抵触すれば決済を拒絶され、 場合によっては資金を凍結されることがあります。

「知っていた、または知っておくべきだった」基準

3.5 当社が直接輸出しない場合であっても、最終需要者が他国にいることを当 社が知っていた、または知っておくべきだった場合には、そのような取引は 「輸出」または「再輸出」に該当する可能性がありますので、本方針を遵守し て取引を行う必要があります。このことは、最終需要者が制裁対象国に所在 している場合、または制裁・輸出管理関連法令の規制対象となっている個人 または組織・団体である場合にも当てはまります。

4. 取引審査

4.1 当社を代理する第三者、中間業者、代理店、顧客および取引については、制裁対応・輸出管理の目的で審査を行うものとします。審査と承認プロセスは、本方針の持続的な遵守と執行を確保できるよう各社の業務手順に従って実行されるものとします。

第三者による制裁関連審査

- 4.2 次のような場合には、新規または重要な契約相手方について行う制裁対象 リストとの照合審査には、相手方の株主、実質所有者、および中間業者の 審査を含みます。
 - (a) 相手方、中間業者または最終需要者がウクライナのクリミア地域、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、シリアまたはベネズエラに所在している場合、当該地域に所在している者を代理している場合、または当該地域の政府に所属している場合
 - (b) 契約に基づく支払いが米ドルもしくはユーロで行われる場合
 - (c) 相手方が軍事、執行機関、大量破壊兵器の製造・販売、鉱物資源の 採掘、石油・ガス生産活動、または軍事機器の製造・販売に従事して いる場合

輸出管理に必要な審査プロセス

4.3 当社は、当社が行う輸出取引が輸出管理関連法令に違反しないことを確保するものとします。また、国内取引であっても、米国原産品・米国製品組込品、武器・大量破壊兵器、EU やその他の国で法令上戦略品目または機微品目と見なされる物品等については、輸出管理関連法令に違反しないよう細心の注意をもって取引を行うものとします。

5. 記録管理

- 5.1 当社は、審査の実施方法、実施時期、実施者、審査結果、問題点およびその対応を記録した審査文書を保存するものとします。審査の結果、関連法令による規制対象に「該当」する可能性が生じた場合、安全保障貿易管理チームは、精査の上、適切な措置を講じます。
- 5.2 双日は、法令に基づき、制裁・輸出管理関連法令が適用される取引(関係 当局によって発行された一般・特別許可に基づく取引を含む)に関する包括 的な記録を保管するものとします。不十分な記録管理は、それ自体が制裁・ 輸出管理関連法令の違反となる可能性があり、たとえ取引自体が許可され たものであったとしても、罰則を課される可能性があります。
- 5.3 すべての記録は、現地の関連法令上、異なる期間が定められていない限り、 最後の取引(輸出・再輸出取引を含む)、取引の終了または許可の有効期 限から7年間保管しなければなりません。

6. 各部署の責任

- 6.1 双日の各部署は、当社が制裁・輸出管理関連法令を遵守し続けることを確保すべく、その責任を果たさなければなりません。本項では、一例として当社の東京本社の各部署の責任を説明します。
 - (a) 営業部は以下の責任を負います。
 - (i) 新規取引に関してデューデリジェンスを行うこと(また相手方が第3.1 項または第3.2 項に定める者に該当するか否かの検討を含む)
 - (ii) 安全保障貿易管理チームが公表した懸念取引に該当する取引を行う前に、安全保障貿易管理チームに相談すること
 - (iii) 安全保障貿易管理チームの検討のために取引審査票を作成 すること
 - (iv) 要求された文書をリスク管理企画部、財務部と安全保障貿易管理チームに提供すること
 - (v) 制裁・輸出管理関連法令を遵守して輸送を行うこと、およびその記録を保管すること
 - (b) 安全保障貿易管理チームは以下の責任を負います。
 - (i) 新規取引に対して制裁・輸出管理関連法令に関するデューデリジェンスを実施すること
 - (ii) 取引審査票の完成または必要に応じた更新を行うこと
 - (iii) 制限されている取引・取引先につき、経営陣に報告し、また必要に応じてその承認を求めること
 - (iv) 制裁・輸出管理関連法令に関連する社内の業務手順の検

討・更新を行うこと

7. 監査

- 7.1 安全保障貿易管理チームは、毎年度末までに、監査部と安全保障貿易管理委員会にコンプライアンス報告書を提出するものとします。
- 7.2 監査部は報告書およびその記載情報について監査を行います。

8. 懸念事項の報告

- 8.1 双日社員は、違反のおそれがある場合も含めコンプライアンス違反を特定し、 上司と安全保障貿易管理チームに報告する責任を負っています。
- 8.2 双日各社の管理職社員は、コンプライアンス違反の防止のために、本方針 の各規定を履行する責任も負っています。従って、自己の指揮監督下にあ る社員が本方針の規定を理解し、遵守することを確保しなければなりません。
- 8.3 双日社員は、制裁・輸出管理に関する懸念事項を見つけた場合、電子メール・対面により、自分の上司または安全保障貿易管理チームに連絡するか、または(匿名で)双日グループホットライン(www.hotline.sojitz.com)を通じて連絡して下さい。
- 8.4 安全保障貿易管理チームは、必要に応じて法律事務所の協力を得て、制裁・輸出管理関連法令違反の疑いについての報告を調査します。双日社員には、調査に全面的かつ誠実に協力し、正確な情報を提供し、また安全保障貿易管理チームの要請にタイムリーに応じる責任があります。調査の結果、懲戒処分の対象、または関係機関への告発につながる可能性があります。

9. トレーニングとモニタリング

- 9.1 本方針に関するトレーニング(入社時の必修研修を含む)は、すべての双日 社員に提供されます。双日社員は、制裁対応・輸出管理トレーニングを定期 的に受ける必要があります。
- 9.2 トレーニングの内容は、双日社員のいる国・地域、役割などが考慮して決定されます。
- 9.3 安全保障貿易管理チームと各営業部は、共に責任をもって、すべての双日 社員が本方針に関する適切な研修を受けられることを確保するものとします。 また、安全保障貿易管理チームは、トレーニングプログラムを定期的に見直 すものとします。
- 9.4 制裁・輸出管理を取り巻く環境の変化を踏まえ、双日は、制裁・輸出管理関連法令における変更をモニターし、必要に応じて本方針を変更します。万一、双日が制裁・輸出管理関連法令に違反することとなった場合には、双日は速やかに適切な是正措置を講じます。

10. 懲戒

- 10.1 制裁・輸出管理関連法令に違反する取引を行った場合、当社または個々の 社員に悪影響を及ぼしかねません。これには、民事罰または刑事罰、輸出 許可等の取消しや重大なレピュテーションリスクが含まれます。
- 10.2 懲戒は、制裁・輸出管理関連法令または本方針に違反した取引を許可した者、直接関与した者に対してのみならず、以下の者に対しても行うことができます。
 - (a) 違反またはその疑いのある行為を故意に報告しなかった社員
 - (b) 違反行為に関する重要かつ関連する情報を故意に開示しなかった 社員
 - (c) コンプライアンス違反に対する調査に協力しない社員
 - (d) 違反者の上司であって過失または重大な監督不行きがあった者

11. 照会先

- 11.1 本方針に関しては、自分の上司または安全保障貿易管理チームに問い合わせてください。
- 11.2 双日社員は、自分の業務遂行の過程で制裁対応・輸出管理に関連して不明な事項があった場合、本方針を参照し、または上司もしくは安全保障貿易管理チームに問い合わせてください。
- 11.3 本方針とトレーニング資料は双日のイントラネットなどを通じて社員に共有されます。

添付別紙 A

定義

社員とは、双日が雇用する個人(フルタイムであるかパートタイムであるかを問わない)をいい、役員および取締役を含む。

EU 市民とは、EU 加盟国の国民、EU 加盟国で登録または設立された法人、EU の領域内に滞在する人または EU で事業を営む個人もしくは組織・団体をいう。

物品等とは、機器、部品、ソフトウェア、技術、その他物品をいう。

OFACとは、米国財務省(U.S. Department of the Treasury)の外国資産管理局(the Office of Foreign Assets Control)をいう。

関係機関とは、国、州または市町村を問わず、政府またはその一部門をいい、省庁、機関、当局、事業体、裁判所、中央銀行または政府に関する立法、司法、行政、課税、規制、管理上の権限・機能を行使する組織をいう。

制裁対象国とは、制裁関連法令に基づき輸出、輸入、金融または投資を禁止される国または地域をいい、2019 年 7 月 1 日現在、キューバ、イラン、北朝鮮、シリアおよびウクライナのクリミア地域を含む。

制裁対象者とは次の者、組織または船舶をいう。

- (i) OFAC の List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons、EU の Consolidated List、英国財務省の Consolidated List of Financial Sanctions Targets またはその他制裁関連法令に基づく制裁対象者リストにおいて指定されている者
- (ii) 制裁対象国の政府またはその一部門
- (iii) 上記のいずれかにより、単独によるかどうかを問わず 50%以上保有されている者、または上記のいずれかを代理している者
- (iv) 制裁対象国内に所在し、または制裁対象国から運営されている者
- (v) その他の制裁対象となっている者

安全保障貿易管理チームとは、東京の法務部および双日のグループ連結会社における制裁・輸出管理関連法令のコンプライアンスを担当する部署をいう。

米国人とは次の者をいう。

- (i) 米国市民(二重国籍を含む)またはどこに居住しているかを問わず永住外国人 (グリーンカード所持者とも呼ばれる)
- (ii) 米国法に基づき設立された企業、組織、団体
- (iii) 期間を問わず、米国内に滞在するか、または米国から活動している者

添付別紙 B 制裁・輸出管理

1. 国連制裁

- 1.1 国連安全保障理事会(安保理)は、国連憲章第 41 条に基づく国際平和の維持または回復のための制裁を執行する。
- 1.2 安保理は、平和が脅かされ、外交努力が失敗した場合の強制措置として、 制裁を行うことを加盟国に求めてきた。ここ数年の制裁対象国には、アフガニスタン、北朝鮮、エリトリア、エチオピア、ハイチ、イラン、イラク、リベリア、リビア、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、アンゴラ、旧ユーゴスラビアなどが含まれる。制裁には、対象国に応じて、武器禁輸、金融制裁(資産凍結や指定された人との金融取引の禁止)、外交関係の断絶、旅行・スポーツ交流の禁止などが含まれる。1

2. 日本の制裁と輸出管理

- 2.1 経済産業大臣は、次の理由により制裁を行うことができる。
 - (a) 国際条約を遵守するために必要な場合
 - (b) 国際平和の維持が必要な場合
 - (c) 日本国の平和と安全を維持するため必要であるとして閣議決定された場合
- 2.2 貿易管理、資産凍結および金融規制については、以下の各省庁が実施する。

2.3 経済産業省

- (a) 外国為替及び外国貿易法により次の行為が禁止される。
 - (i) 日本から北朝鮮への商品の輸出
 - (ii) 北朝鮮原産品の日本への輸入

ただし、人道目的の輸出入は認められる。

- (b) ロシア連邦向け武器輸出規制
 - (i) 輸出許可を必要とする場合には次に掲げる取引をしてはなら ない。
 - (A) 日本からロシアへの武器・武器関連技術の輸出

https://www.un.org/securitycouncil/sanctions/information.

¹ 国連制裁の詳細については、以下を参照。

(B) 日本からロシアへの軍事用の汎用品またはこれに関連する技術の輸出

2.4 財務省

(a) 経済産業省が禁止している北朝鮮への輸出入に関する支払い

2.5 国土交通省

- (a) 次の船舶は日本の港への入港を禁止される。
 - (i) 指定された北朝鮮船籍の船舶
 - (ii) 北朝鮮に寄港した日本船籍の船舶
 - (iii) 北朝鮮に寄港した第三国船籍の船舶

3. 米国の制裁

- 3.1 OFAC は米国の制裁プログラムを管理・執行する。OFAC は、国、グループ、経済セクター、企業、個人を対象とする制裁オプションを幅広く用意している。米国の制裁は、そのような制裁対象者とのすべてまたは特定の取引に科される可能性がある。重大な点として、米国の制裁の大部分は米国人のみに適用されるか、あるいは米ドルでの支払いのような米国の関与(nexus)を必要とするが(いわゆる「一次制裁」)、米国の関与(nexus)に関係なく、世界中の誰に対しても適用される制裁がある(いわゆる「二次制裁」)。これらの制裁は、通常、米国の外交政策や国家安全保障上の目的のために敵対的な標的に対して用いられる。近年、米国の制裁は劇的に変化し、地政学的外交手段としてしばしば利用されるようになっている。そのため、以下の記述は随時更新する必要がある。
- 3.2 誰が米国の制裁に従わなければならないのか?

一次制裁

- (a) 米国の制裁は一般的に米国人に以下のことを禁止している。
 - (i) 包括的制裁対象国または第 3.3 項に掲げる制裁対象者と間で取引・投資をすること
 - (ii) 米国人が直接関与することを禁止される取引を、非米国人が 支援、承認、または資金を提供し、その他、取引を促進すること
- (b) 本方針において定義されているように、米国人には以下の者が含まれる。
 - (i) 米国市民とグリーンカード所持者(世界中、所在を問わない)
 - (ii) 米国法に基づき設立された組織・団体
 - (iii) 米国内に滞在または活動している非米国人(期間を問わない)

- (c) 米国の対イラン・キューバ制裁においては、米国の親会社が 50%以上を支配または所有する非米国子会社が一次制裁の対象となる。
- (d) 米国のコルレス銀行を通じて米ドルが決済される活動や米国内で何らかの行為がなされたり、米国内での行為の原因となる場合のような米国の関与(nexus)がある活動も禁止される。

二次制裁

(e) 米国の関与(nexus)がない場合でも、非米国人(例えば、双日東京本社や非米国子会社)に二次制裁が課されることがある。

3.3 米国の一次制裁の対象者は誰か?

米国人は現在、次の国・地域または個人・組織・団体と取引をすること、または取引を促進することが禁止される。

- (a) クリミア: ウクライナのクリミア地域に居住する者
- (b) キューバ: キューバ政府、同国居住者、キューバ企業、(居住地を問わず) キューバ国民、およびキューバ政府が所有または支配する組織・団体
- (c) イラン: イラン政府、イランの金融機関、同国居住者、イラン政府またはイランの金融機関に所有または支配されている、あるいはそのために行為を行う者
- (d) 北朝鮮:北朝鮮政府、同国居住者、北朝鮮政府に所有または支配されている組織・団体
- (e) シリア:シリア政府、同国居住者、シリア政府に所有または支配されている組織・団体
- (f) SDN List²: List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons に記載されている個人、組織、団体、および船舶(所在を問わない)
- (g) Blocked Persons: OFAC が発行するリストには掲載されていないが、 SDN List または SSI List に掲載されている一人または複数の者に直接または間接に合計で 50%以上を保有されているために制裁対象となる者を含む、制裁対象個人・企業・組織・国・団体
- (h) Sanctions Evaders:Foreign Sanctions Evaders List³に掲載されている者

² SDN List は以下を参照。 https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/SDN-List/Pages/default.aspx

³ 外国制裁回避者リストは以下を参照。 https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/SDN-List/Pages/fse_list.aspx

- 3.4 米国の一次制裁の対象となるのはどのような取引か?
 - (a) セクター別制裁対象者: US Sectoral Sanctions Identifications List⁴ (SSI List)に掲載されているロシアの組織・団体、ベネズエラ政府、または SSI List に掲載されている一人または複数の者が直接または間接に 50%以上を保有する組織・団体が関与する新規の負債取引・資本取引
 - (b) ロシアのエネルギーセクター:深海、北海、シェール油田の新規開発または生産を支援するサービス(金融サービスを除く)、物品または技術を提供する取引であって、ロシアのエネルギーセクターの組織・団体が関与するもの
- 3.5 米国の一次制裁が非米国人に適用されるのはどういう場合か?
 - (a) 米国に滞在している場合:米国に滞在している非米国人(期間を問わない)は、米国滞在期間中、米国の一次制裁の対象となる。
 - (b) 米国内での違反の場合:米国内における違反誘因行為(例えば、不 正確または不完全な米ドル建ての送金情報を銀行に提供した場合)。
 - (c) 米ドル取引:通常、米ドルはコルレス銀行を通じて決済されるため、 米国の一次制裁の対象となる。非米国人は、米ドル取引において米 国金融機関を違反に至らしめた場合、そのような支払い指示または 促進行為について責任を負う可能性がある。
- 3.6 米国の二次制裁の対象者は誰か?

米国の二次制裁は米国人と非米国人の両者に適用される。米国の二次制裁は現在、以下の取引を対象とする。

- (a) イラン: イラン産業界との以下のような取引(ただし、それらに限定されない)
 - (i) イランの石油・ガス・石油化学セクターへの合弁事業を含む投資、物品、サービス、情報、技術、専門知識の提供、その他の支援
 - (ii) イランの港湾、海運業・造船業に関連して使用される重要な物品またはサービスを提供すること、または海運業の特定の団体と、あるいはその団体のために重大な取引を行うこと
 - (iii) イランのエネルギーセクターとの一定の取引
 - (iv) イランの自動車セクターとの一定の取引

⁴ SSI List は以下を参照。

- (b) ロシア:ロシアに関する以下のような取引(ただし、それらに限定されない)
 - (i) 外国金融機関である場合には、防衛・エネルギー関連活動に 係る重大な取引、または SDN List 掲載者のために行う重大 な取引
 - (ii) ロシア政府の軍事・情報セクターの一部門との、または同セクターのために行う重大な取引
 - (iii) ロシアのエネルギー輸出パイプライン建設のための投資、物品、サービス、技術、情報の提供・売買・リース、または支援
- (c) SDN List 掲載者: SDN List 掲載者(例えば、ロシア・イランの SDN List 掲載者やイラン革命防衛隊(IRGC))、またはロシア・イランの SDN List 掲載者が 50%以上所有する組織・団体との間で、またはそれらの者のために重大な取引を行うこと。
- (d) ネットワークの破壊:イラン政府やシリア政府による深刻な人権侵害を引き起こす、あるいは助長するコンピューターやネットワークの破壊、監視・追跡を容易にする物品、サービス、技術を提供すること。

4. 米国の輸出管理

- 4.1 米国は軍民両用品を規制している。BIS が主管する Export Administration Regulations (EAR)によって運用されている。EAR 上の Commerce Control List に記載されている物品等は輸出許可の対象となるが、輸出許可要件は、製品、仕向地、最終用途、最終需要者に応じて異なる。
- 4.2 米国の輸出規制が適用されるのはどういう場合か?
 - (a) 米国の輸出規制は以下の物品等に適用され、仕向地または最終需要者に応じて輸出管理の規制を受ける。
 - (i) 米国内の製品:EARは、たとえそれが外国原産であっても、米 国内(米国内サーバー上に保存されている場合を含む)にあ る製品、技術、データまたはソフトウェアを規制する。
 - (ii) 米国原産の製品: EAR は、その所在場所を問わず、また、再輸出の前に米国国外に相当な期間留まっていた場合であっても、米国原産の製品、技術、データ、ソフトウェアを規制する。「米国原産」とは、米国で製造、または組立てられた物品をいう。これには外国原産の物品等であって当該国で製造、または組立てられる前に米国に存在していたものは含まれない。
 - (iii) 米国原産原材料を使用した製品:EAR は、米国原産の部品または原材料を使用しており、かつ、当該部品または原材料が完成品の価額の25%(イラン、北朝鮮、スーダン、シリアに輸出される外国製完成品については10%)を超える製品を規制する。

- (iv) 米国技術を利用した製品: EAR は、米国の技術を使用・利用して製造された外国製品を規制する。
- (b) 以上の通り、米国原産の原材料・技術を使用・利用した製品の輸出は EAR の規制対象となる。米国国外で開発され、米国国外に留まる製品は、米国原産の原材料が 25%超(イラン、北朝鮮、スーダン、シリアへの輸出は 10%超)含まれている場合にのみ EAR の規制対象となる。
- (c) BIS は、リストに企業名を掲載することにより、いろいろな企業に対する EAR 対象の物品等(米国原産品や米国製品組込品など)の輸出、再輸出、国内譲渡を制限する権限を有しています。リストとしては Entity List⁵、Denied Persons List⁶や Unverified List⁷(総称して BIS List という)があります。BIS List 掲載企業等に対する EAR 対象の物品等の輸出、再輸出、または譲渡については事前に相談が必要です。

5. EU の制裁と輸出規制

- 5.1 EU は、非 EU 加盟国政府、非国家主体、個人(テロリストなど)に対して制裁を行っている。その制裁は、国、グループ、経済セクター、企業または個人を制裁の対象とすることができる。米国の制裁とは異なり、EU の制裁は、EU の組織・団体や個人、あるいはユーロでの支払いのような EU の関与(nexus)がある場合にのみ適用される。EU の制裁は各 EU 加盟国が執行する。
- 5.2 EU の制裁は対象国ごとに異なる形をとる。ただし、一般的には次の要素を 含んでいる。すなわち、EU 加盟国の国民、EU 加盟国において登録・設立さ れた法人、EU の領域内に滞在している者、その他 EU 市民は、次の事項を 遵守しなければならない。
 - (a) EU の制裁(または EU 加盟国ごとに課されている制裁)の対象となっている個人、組織、団体、グループの資産を受領したときはこれを凍結し、または(受領しない場合)一切取り扱わないこと
 - (b) EUの制裁の対象となっている者に、直接または間接を問わず資産を 提供しないこと

 $\frac{\text{https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file}$

⁵ Entity List は以下を参照。

⁶ Denied Persons List は以下を参照。 https://www.bis.doc.gov/index.php/the-denied-persons-list

⁷ Unverified List は以下を参照。 https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/lists-of-parties-of-concern/unverified-list

- 5.3 EUの制裁は(各 EU 加盟国が実施する関連する措置と共に)、特定の物品等の提供を禁止し、または特定の国/産業セクターに対して金融取引制限を課すことがある。
- 5.4 米国による Joint Comprehensive Plan of Action (JCPOA) からの離脱に関して、EU は 2018 年 8 月 7 日に EU Blocking Statute を施行した。この Blocking Statute は、EU 市民が、特に欧州委員会から認可されない限り、イランに対する米国の二次制裁に従うことを原則として禁止している。